

# 門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地 活用事業募集要項等に関する質問への回答

## 注意事項

この回答は、門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業において、提出された質問票にお答えするものです。回答内容は募集要項等の追加又は修正とみなします。

質問内容は、第三者にもわかりやすいように表現を統一しているため、質問票の記載とは異なる場合があります。

応募者におかれましては、全ての回答をご確認いただき、申請書類等を作成していただきますようお願いいたします。

なお、この回答に対する再質問は受け付けません。

令和3年3月

まちづくり部地域整備課

門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	市回答
1	募集要項	2	1	(2)		上位計画・関連計画におけるまちづくりの考え方	大店立地法の申請対象となること（物販面積1,000㎡以上）がまちづくりの方向性に沿うのでしょうか。	大規模小売店舗立地法の対象施設か否か自体については、審査対象としていません。本地区は、本市の玄関口としてふさわしい住宅・商業・業務機能等の複合的な都市機能の集積と賑わいのあるまちづくりを目指していることから、民間提案施設の内容がそのようなまちづくりの方向性に沿うかを、審査基準をもとに評価することとなります。
2	募集要項	2	1	(2)		上位計画・関連計画におけるまちづくりの考え方	上記（質問No.1）の質問に関連して、門真市まちづくり条例で、1,000㎡以上の商業施設を計画する条件として、接道道路が9m以上であることその道路が9m以上の道路に接続することが挙げられていますが、本件について1,000㎡以上の商業施設が計画可能でしょうか。	都市計画法、まちづくり基本条例及び関係法令・条例等を遵守して提案してください。
3	募集要項	6	1	(3)		本事業におけるまちづくりのコンセプト及びターゲット	ターゲットとしてお示しいただいている子育てファミリー層に集住していただくには集合住宅（マンション）に小規模保育施設等の保育施設を併設させることが大変効果的ですが、貴市の方針として、小規模保育施設或いは、認可保育等の募集を実施する予定はありますでしょうか。また現在の保育施設整備方針・考え方についてご教示願います。	前段については、令和2年度において、待機児童が発生していないため、現時点では小規模保育施設や認可保育施設等を募集する予定はございません。今後、当該施設についての募集を実施するか否かについては、社会情勢の変化を踏まえ、判断することとなります。後段については、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」をご参照ください。
4	募集要項	7	2	(2)		事業用地等の概要	用途地域変更後の防火指定は準防火地域で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	7	2	(2)	イ	基盤整備事業の概要	土地区画整理事業のため、当該敷地には提供公園は不要で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	8	2	(2)	ウ(ウ)・(エ)	土地区画整理事業に関する留意事項	清算金が発生した場合は事業者での対応となっておりますが、区画整理事業の遅延等により相当な額の清算金が発生する場合、門真市もしくは土地区画整理組合と協議することは可能でしょうか。	清算金が発生した場合については、土地区画整理組合の定款に従い対応していただくこととなります。また、清算金の手続きに関する詳細については、土地区画整理組合の中で協議を行ってください。本市が当該清算金について、協議することはありません。なお、本市から事業者へ所有権移転登記がなされれば、事業者は土地区画整理事業の組合員となります。
7	募集要項	9	2	(4)		事業スケジュール	「基本協定締結日（R3年7月）」から「所有権移転・土地引渡し（R5年4月）」までの間で開発許認可関係の協議を行政と行う事は可能でしょうか。	所有権の移転・土地の引渡し後、早期の工事着手を求めているため、それまでに必要な手続きを行ってください。
8	募集要項	10	3	(1)	イ・ウ	民間提案施設・屋外広場	民間提案施設及び屋外施設について、最低必要面積等ありましたらご教授ください。	下限及び上限は定めていません。募集要項P10における3提案に関する事項をご参照いただき、合理的な範囲及び面積で提案してください。
9	募集要項	10	3	(1)	イ	民間提案施設	民間提案施設について、必須となるサービス又は望ましいサービスがあるのかご教示願います。	必須とするサービスは想定しておりません。募集要項P10における3提案に関する事項をご参照いただき、応募者の創意工夫の発揮による提案を期待しております。
10	募集要項	10	3	(1)	イ	民間提案施設	民間施設等の運営者（テナント等）が土地を購入する事業主でない場合、複数の提案グループに参加しても問題はないでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	10	3	(1)	イ	民間提案施設	子育て世代の居住者増加を見込み、認可保育園を提案することは可能でしょうか？	提案することは差し支えありませんが、回答No.3をご参照のうえ十分留意してください。
12	募集要項	10	3	(1)	イ	民間提案施設	子育て世代の居住者増加を見込み、病児・病後児保育を提案することは可能でしょうか？	提案することは差し支えありませんが、回答No.3の後段以降をご参照のうえ十分留意してください。
13	募集要項	10	3	(1)	エ	歩行者空間	「シェルターとの連続性を確保し～」と記載ありますが、シェルターの高さの指定はございますか。また、特殊道路6号線は緊急車両の通行は考えられませんかでしょうか。	前段については、車道上に設置するものとして、路面から4.7m以上の有効高さとしてください。後段については、特殊道路6号線は緊急車両の通行を想定しております。
14	募集要項	10	3	(1)	エ	歩行者空間	シェルター詳細がわかる図面は提示いただけますでしょうか。	今後、事業者からの歩行者空間に関する提案や（仮称）門真市立生涯学習複合施設及び交流広場の計画等を踏まえて検討することとしているため、現時点で提供できる資料はございません。
15	募集要項	10	3	(1)	エ	歩行者空間	シェルター回廊のイメージはどの様なものか。1階部分へ接続するのか、歩道橋イメージで2階部分へ接続するのかご教示ねがいます。	前段については、回答No.14及び募集要項別紙5及び別紙6をご参照ください。後段については、歩行者空間はすべてグラウンドレベルとしています。
16	募集要項	10	3	(1)	エ	歩行者空間	シェルターの幅、高さ等 工事車両の通行に支障のないものができる前提で考えてよろしいでしょうか？	事業者の施工計画を踏まえて、本市が整備するシェルターの設置時期や方法等は協議するものとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	市回答
17	募集要項	11	3	(2)	ウ	屋外広場	全天候対応スペースの規模はどの程度をお考えでしょうか。また、屋外広場の管理について門真市が関与・一部負担等するお考えはありますでしょうか。	前段については、全天候対応スペースの規模の指定はございません。募集要項P10における3提案に関する事項をご参照いただき、合理的な範囲及び面積で提案してください。 後段については、屋外広場の管理は民間所有・民間管理となります。
18	募集要項	13	3	(3)		効果的な土地利用の促進	提案にあたっては、別紙8「門真市総合設計制度に関する許可取扱要領」に示す～と記載ありますが、総合設計に示しては各部局打合せでよろしいでしょうか。	都市計画提案制度による地区計画を活用する場合に限って近隣商業地域の指定容積率300%にとられない提案を可能としており、総合設計制度を活用した提案は認めておりません。必要に応じて、募集要項の別紙8に記載されている一般的な事項については、担当部署へご確認ください。
19	募集要項	13	3	(4)		デザインガイドライン	デザインガイドラインを検討しているとのことですが、提案に盛り込むべき内容等ご提示いただくことは可能でしょうか。	デザインガイドラインは、現在、土地区画整理組合とともに検討しているところであり、提示できるものはございません。優先交渉権者決定後、事業者からの提案も参考にして検討する予定です。
20	募集要項	13	3	(5)		(仮称) 門真市立生涯学習複合施設	当該生涯学習施設の施工者選定に関しては、本公募とは別に選定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	募集要項	14	4	(1)	ウ(ア)	まちづくりへの貢献	「(仮称)古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会」に必ず参画との記載ありますが、応募グループを組んでいる場合、そのうち1構成員が参画すればよろしいでしょうか。 また、具体的な活動が決まっていればご教示ください。(月1回の定例等)	前段については、応募者全員の参画を期待していますが、構成員の役割(エリアマネジメントを担当等)を明らかにしたうえで、最低限、エリアマネジメントを担う構成員の参画は必須とします。また、参画いただく構成員等については、できる限り長期にわたって関わっていただくことを期待しています。 後段については、現時点では、募集要項P14からP15における4事業条件(1)基本的条件ウまちづくりへの貢献(イ)エリアマネジメントの組織体制に示す表の内容を想定しています。
22	募集要項	14	4	(1)	ウ(ア)	まちづくりへの貢献	「(仮称)古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会」に協法力人が参画することで、応募者の代わりとすることは可能でしょうか。	不可とします。
23	募集要項	14	4	(1)	ウ(イ)	まちづくりへの貢献	上記(No.21)質疑と重なりますが、都市再生推進法人においても応募グループの全構成員の参画が必要でしょうか。うち1構成員でも参画すれば良いのでしょうか。 また、具体的な活動が決まっていればご教示ください。(月1回の定例等)	前段については、応募者全員の参画を期待しますが、最低限、エリアマネジメントを担う構成員又は協法力人の参画を期待しています。 後段については、回答No.21の後段のとおりです。
24	募集要項	14	4	(1)	ウ(イ)	まちづくりへの貢献	応募者の一般社団法人及び都市再生推進法人への参画は、必須でしょうか。	回答No.23のとおりです。
25	募集要項	14	4	(1)	ウ(ア)	まちづくりへの貢献	エリアマネジメントとして、古川橋周辺地区まちなか再生推進協議会への参画が示されておりますが、協議会会費等の設定があればご教示ください。	現時点で会費の設定はございません。今後、協議会において検討されるものと考えております。
26	募集要項	14	4	(1)	ウ(イ)	まちづくりへの貢献	一般社団法人及び都市再生推進法人への参画を期待と示されていますが、现阶段での事業規模等のイメージがございましたらご教示ください。	一般社団法人及び都市再生推進法人が扱う事業規模等は定まっていません。
27	募集要項	16	4	(1)	エ	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)交付金	共同住宅以外の民間施設についても、オープンスペースやシェルター等の施設は助成金の対象となると考えても宜しいでしょうか。 又、「市の予算範囲内」とは幾らくらいでしょうか。明示できない場合、おおよその金額でもご教示して頂けますでしょうか。	前段については、共同住宅の居住者や来訪者等が利用する非営利的施設が助成金の対象となります。また、共同住宅の居住者や来訪者等と営利的施設への利用者等が供用する廊下等の共同施設部分については、面積按分の方法等で助成金の対象となる場合があります。 後段については、共同施設整備費を含めた全体の助成金額としては未定ですが、令和3年度の予算は調査設計費(基本設計費)の助成金として約38,000千円を計上しております。ただし、各年度の助成金の予算については、市議会での議決が必要となるため、確定したものではありません。
28	募集要項	16	4	(1)	エ	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)交付金	・地区公共施設として多目的広場、公開空地については補助対象となるが、別で国費等の補助等はあるものでしょうか。 ・民間提案施設で「子育て支援施設」「小児等の医療施設」の整備した場合補助対象となることはありますでしょうか。(住市総事業は除く)	前段については、管理上の担保措置のある公開空地(新たに添付する別紙15を参照)であれば、住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の公共空間等整備の対象とすることを検討します。 後段については、どのような補助制度を想定してのご質問かわかりかねますため、現時点で回答することは困難です。ただし、優先交渉権者決定後、提案内容を踏まえ、相談に応じたいと考えています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	市回答
29	募集要項	16	4	(2)	ア(イ)	事業用地の条件	電気の整備は、電柱か共同溝どちらを想定しているのでしょうか。電柱の場合の位置図、共同溝の場合は深さや大きさがわかる資料を提示いただけますでしょうか。	区画道路1・2・3号線及び特殊道路6号線は、無電柱化について関係機関と協議中です。他の道路についても無電柱化を検討しています。現時点で提示できる資料はありません。
30	募集要項	16	4	(2)	ア(イ)	事業用地の条件	ガス、上下水道の管径、深さ等が分かる資料を提示いただけますでしょうか。	現況のインフラ関係については、各事業所等に問合せください。区画道路及び特殊道路のインフラ関係については、現在、実施設計において検討中であるため、提示できる資料はありません。
31	募集要項	18	4	(2)	ア(ケ)	事業用地の条件	土地区画整理事業において新設道路を計画された時の想定交通量の情報を開示いただけませんか。	土地区画整理事業区域内の区画道路及び特殊道路については、道路構造令における4種4級の市町村道として計画しており、500台未満/日として設計しております。
32	募集要項	19	4	(3)		基準価額	基準価額を算定する不動産鑑定士はどのように選定されるのでしょうか。	過去の実績等を踏まえ、地元精通した鑑定士を選定しております。
33	募集要項	19	4	(3)		基準価額	基準価額について、募集要綱公表時以降も何度か「不動産鑑定を行い、基準価額を決定する」と記載ありますが、これは指定容積率を変更した場合のみに行われ、容積率の変更をしなければ基準価額も変更はないとの認識で正しいのでしょうか。	容積率に関わらず、最優秀提案内容をもとに再度基準価額を決定します。詳細については、募集要項P19からP20における(3)基準価格をご確認ください。
34	募集要項	19	4	(3)		基準価額	提案する容積率が300%以下の場合、再度不動産鑑定は行わないのでしょうか。	回答No.33のとおりです。
35	募集要項	21	5	(1)		参加資格	2社での共同購入は可能でしょうか。	可能です。
36	募集要項	22	5	(3)		応募者が設立する特別目的会社(SPC)との契約	「本市から土地(建物)の貸付を受け事業を実施する者となる提案は可能」とありますが、SPCでの事業化の場合、真市からの土地譲渡ではなく、借地での取り組みとなるのでしょうか。 また、募集要項21頁5参加資格等(1)参加資格ア記載の「特別目的会社(SPC)」で購入を希望する場合は、当該特別目的会社に出資を行う者とする」とありますが、土地の購入は、SPC出資者が直接土地購入をすることは可能で、SPC名義では土地購入不可である。との理解で良いのでしょうか。	前段については、募集要項P22における(3)応募者が設立する特別目的会社(SPC)との契約の「本市から土地(建物)の貸付を受け事業を実施する者」は誤記であり、正しくは「本市から土地の譲渡を受け事業を実施する者」です。後段については、SPC名義での購入は可能です。この場合、本公募の応募者となる者は、募集要項に示すとおり、当該特別目的会社に出資を行う者となります。
37	募集要項	22	5	(4)		協利法人	協利法人企業は複数応募者の協利法人となれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	募集要項	22	5	(4)		協利法人	事業開始が先のこともあり、事業開始時に協利法人の経済情勢により協力が難しくなった場合、また協利企業のコンペ時提案内容と実施内容に差異が起こった場合、応募者・協利法人にペナルティ等はあるのでしょうか。	協利法人または実施内容が変更となる場合は、速やかに本市と協議してください。これらの変更が生じる場合においても、募集要項や事業者が提案するコンセプト等は遵守していただきます。なお、これらの変更により募集要項や事業者が提案するコンセプト等が遵守できないと認められた場合は、優先交渉権者決定後においては、優先交渉権の取り消し、基本協定または土地譲渡契約の締結後においては、基本協定書(案)第10条、または土地譲渡契約書(案)第24条に抵触する可能性があります。
39	募集要項	22	5	(4)		協利法人	協利法人が未定の場合、提案書に明記しなくても優先交渉権獲得後に追加することは可能でしょうか。	募集要項や事業者が提案するコンセプト等を遵守する場合に限り協議に応じます。なお、提案書提出時までに協利法人の変更が生じた場合は、募集要項P25における才構成員の変更等及び様式9構成員変更届の「構成員」を「協利法人」に置き換えて、協利法人の変更手続きを行ってください。
40	募集要項	22	5	(4)		協利法人	協利法人を提案書に明記した場合、優先交渉権獲得後に変更または削除することは可能でしょうか。	回答No.38及び回答No.39のとおりです。
41	募集要項	24	6	(2)	エ(ア)	参加表明及び参加資格の確認	提出書類一覧表の中で、参加表明書等の提出部数が「正1部、副10部」となっていますが、様式集 P1では、提出部数「正1部、副1部」となっています。どちらが正しいのでしょうか。	正しくは「正1部、副10部」です。
42	募集要項	25	6	(2)	ケ	CADデータ提供の申請	敷地測量図、真北測量のデータを配布いただけますでしょうか。	敷地測量図のデータは募集要項の別紙2をご参照いただき、必要に応じてCADデータを申請してください。また、真北測量データはございません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	市回答
43	募集要項	25	6	(2)	ケ	CADデータ提供の申請	近接して計画されている生涯学習複合施設や駅前交流広場の計画内容と配置図・プラン等のデータを配布いただけますでしょうか。	(仮称) 門真市立生涯学習複合施設については、今後、市民アンケートや市民ワークショップ等を踏まえて計画内容を検討していくこととしているため、現時点でお示しできる資料等はございません。募集要項の別紙9を参照してください。また、交流広場についても現時点で配布できる資料はございません。
44	募集要項	27	7	(1)	ア	提案の審査	審査にあたりプレゼンテーションを実施することですが、提案書以外に模型や動画等のツールを利用することは可能でしょうか。	プレゼンテーション内で提案内容の理解のために動画や模型等を用いることは認めます。ただし、それらツールを使用したことでの評価加点とはなりません。
45	募集要項	31	8	(3)	オ	購入代金等の支払い	契約保証金は契約締結時の支払いと記載ありますが、残代金は引渡し時でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	募集要項	31	8	(3)	キ	転売等の禁止	「事業用地の引渡しの日から10年を経過する日までの期間」貴市の事前承諾なし転売禁止とありますが、特別目的会社(SPC)内の構成員の出資持分の第三者売却もこれに該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	募集要項	32	8	(3)	ケ	買戻し特約	検査済証を確認後、買戻特約登記の抹消とありますが、確認済証及び着工の確認で買戻特約登記の抹消を検討頂けますでしょうか。	買戻特約登記の抹消時期については、提案された施設計画等を踏まえ、協議に応じます。
48	募集要項	32	8	(3)	ケ	買戻し特約	買戻特約登記抹消について、「複合建築物及びその敷地については検査済証取得後の抹消手続きが出来る」と記載ありますが、共同住宅と民間施設を別敷地で検討する場合、各々で検査済証取得後、抹消手続きが実施されるものとの認識で宜しいでしょうか。	共同住宅についてはご理解のとおりです。民間提案施設が別敷地で提案された場合は、事業用地の引渡しの日から10年を経過する日までの期間において買戻特約を登記します。
49	別紙5					人が中心のパブリック空間の考え方	北側公園の再整備は本案件の開発事業と同時期に行われるのでしょうか。また道路は北側一方通行道路へ接続される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
50	別紙6					各施設へのアクセシビリティに関する留意点	事業者が整備するシェルターの柱を特殊道路6号線内に計画することも可能でしょうか。	特殊道路内へ柱等の工作物を設置することはできません。
51	別紙8	3	3	(3)		壁面後退	落下物の恐れのないタワーパーキングのような建築物においては要求されている後退距離を確保する必要はないという認識で宜しいでしょうか。	ご質問の内容は、総合設計制度を適用する場合の原則的な考え方ですが、本公募においては総合設計制度を活用した提案は認めていません。 都市計画提案制度による地区計画を活用した提案を行う場合は、募集要項の別紙8に定める「第3許可の基本要件」を参考に、当該施設が建築されることで、交通上、安全上支障が生じないよう総合的に配慮したうえで実現可能な提案を行ってください。 なお、「第3許可の基本要件」に示す「落下物の危険防止の措置」は、あくまでも建築物及び敷地の状況により判断するもので、タワーパーキングであっても落下物の恐れがある場合には壁面後退距離を求める場合があります。
52	別紙8	4	3	(8)		住宅の整備水準等	総合設計制度を採用する際、当該敷地においても全住戸数の100%以上の駐車台数は必要でしょうか。駅からの距離等立地特性を鑑みると、過剰かと思われます。	ご質問の内容は、総合設計制度を適用する場合の原則的な考え方ですが、本公募においては総合設計制度を活用した提案は認めていません。 なお、駐車場の附属義務率については近隣商業地域で共同住宅を建設される場合は全戸数の30%以上(単身世帯向け共同住宅の場合は10%以上)となるように計画してください。
53	別紙10					関連事業スケジュール(予定)	本事業の着工時点(R5年)には道路の整備は完了しているという認識で宜しいでしょうか。工事車両の出入りは整備予定の道路からとなるため、インフラ工事完了時期の詳細を開示願います。	区画道路2・3・7・10号線の完了時期については令和5年度末を予定しております。その他の道路については、令和6年度末を予定しております。また、工事車両のための進入路については、別途協議に応じます。
54	別紙12	1	1	①		一定のバリアフリー化(共用部分)	一定のバリアフリー化とは、どのような要件でしょうか。ご教示ください。	新たに添付する別紙16「住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の市街地住宅等整備における共同施設整備等のバリアフリー化基準」を参照してください。
55	別紙12	1	1	①		一定のバリアフリー化(共用部分)	共同施設整備等に係る助成対象基準(案)の要件①一定のバリアフリー化(共用部分)の具体的な適用概要をご提示いただけますでしょうか。	回答No.54のとおりです。
56	別紙12	1	2	①②		調査設計計画・共同施設整備	大まかで構いませんが、それぞれの項目について市の予算の想定金額をご教授ください。	回答No.27のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	市回答
57	別紙12	1	2	①②		調査設計計画・共同施設整備	共同住宅部分と民間施設部分を一体的に整備する場合、民間施設部分の共用部分も補助対象と考えることは可能でしょうか。	回答No.27のとおりです。
58	別紙12	1	2	①②		調査設計計画・共同施設整備	今回事業者選定された企業等が施設建築物工事を発注する際に、補助対象事業となることを鑑みて入札を実施する必要はありますでしょうか。	入札実施の要件はございません。
59	全般・その他					インフラについて	インフラ（上下水道・ガス）の現況図を開示して頂けますか？	回答No.30のとおりです。
60	全般・その他					インフラについて	北側道路の拡張は工事完了前に実施されるという認識で宜しいでしょうか？（拡張部の所有者によってはインフラ引き込み時に公道掘削が発生するため）	回答No.53のとおりです。
61	全般・その他					インフラについて	最終公共樹（下水）は敷地内に行政にて設置して頂くという認識で宜しいでしょうか？	公共樹については、本市にて設置致します。なお、設置場所等については、別途協議を行います。
62	全般・その他					地下埋設物について	地下埋設物は撤去済という認識で宜しいでしょうか？	募集要項P17における(カ)地中障害物をご確認ください。
63	全般・その他					土壌汚染について	土壌汚染はないものと考えて宜しいでしょうか？	募集要項P17における(カ)土壌汚染をご確認ください。
64	全般・その他					駐車場附置義務率	駐車場附置義務率について、以前マーケットサウンディングをおこなった際、附置義務の50%から、駅前立地を鑑みて20～30%程度での緩和考えていると伺いましたが、具体的に附置義務台数を減らす手法等を考えておられましたらご教示願います。	回答No.52のとおりです。
65	別冊1	1	1			本書の位置付け	門真市幸福町・垣内町地区まちづくり用地活用事業者候補者選定委員会の審査員は、当該委員会に参加されている7名でしょうか。	ご理解のとおりです。
66	別冊1	3	5	(1)		加点審査	提案者が2者以上いた場合、合計得点が配点の50%を下回っていても得点の高い1者が最優秀提案として選定されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
67	別冊1	8	(3)	②		事業スケジュール	事業スケジュールは実現可能なスケジュール提案であれば、A評価いただけるかと考えてよろしいでしょうか？	評価の視点を踏まえて、各委員により評価を行います。
68	別冊2	様式14-4他				施設整備計画に関する提案書④他	「企業等から関心表明書等」と記載ありますが、関心表明の書式はございますか。ご教示ください。	関心表明の書式はございませんので、任意様式にて提出してください。
69	別冊2	2	1			提出書類一覧	提案書（第2分冊）設計図書は、ファイル形式がWordとのことですが、PDFで提出することは可能でしょうか。	可能です。
70	別冊2	3	2	1		表紙、製本について	提案書表紙は任意様式とありますが、そこにパース等記載することは可能でしょうか。	表紙は審査対象外であるため、公平な審査を保つために提案書以外の内容を記載することは認めません。よって、提案書の様式17で記載するパースであれば提案書表紙にも記載して構いません。
71	別冊2	3	2	1		表紙、製本について	提案書は簡易な製本とありますが、ホッチキス止めクリッパー製本も可でしょうか。	可能です。
72	別冊2	3	2	1		表紙、製本について	提案書（第1分冊）について、A4サイズとA3サイズの用紙が混在する場合の製本の方法についてですが、 ①A3サイズの2穴ファイルで製本、 ②A4サイズの2穴ファイルで製本（A3サイズ用紙は折り込み） のどちらでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	別冊2	3	2	2		様式の記載方法等	提案書の各様式に関して、見やすさを考慮し、枠や余白等をアレンジすることは可能でしょうか。	様式番号やタイトルを分かりやすく明記した上で、様式の枠及び余白に限りアレンジすることは可能です。
74	別冊2	3	2	2		様式の記載方法等	「応募者（協力法人を含む）が特定されるような記述（社名、ロゴマーク等）は禁止します」とありますが、 ・第1分冊・第2分冊の正本の表紙 ・[様式16-1-1①事業実施体制]の正本のみ は記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	市回答
75	別冊2	3	2	2		様式の記載方法等	「応募者（協利法人を含む）が特定されるような記述（社名、ロゴマーク等）は禁止します」とありますが、「様式15-2」において、地元事業者等との具体的な連携を想定している場合など、地元事業者の事業者名等は記述してもよいのでしょうか。 また、記述してもよい場合、正本・副本の両方ともに記述可能でしょうか。	前段及び後段ともに、ご理解のとおりです。
76	別冊2	3	2	3		電子データについて	「提案書のデータは、各様式についてはMicrosoft Word、Microsoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで読み込み可能な形式とし」とあります。様式集P1～2の「提出書類一覧」に記載されているファイル形式が Word指定の資料を、PowerPointで作成することは可能でしょうか。	提出書類記載要領を遵守した上で、MicrosoftPowerPointでの作成も認めます。ただし、審査に係る作業の関係上、データからテキストデータを抽出できない形式で作成しないようにお願いします。
77	別冊2	様式6-2・16-1-2				協利法人の誓約書・協利法人の連絡先	様式6-2の代表者と様式16-2の代表者は同一でなければならないでしょうか。押捺できる代表者は一人なのですが、様式16-2の協利法人にはその企業から分社化され、実際本件を担当する企業の記名を検討しております。	様式16-1-2「協利法人の連絡先」に記載する協利企業ごとに様式6-2「協利法人に関する誓約書」を作成してください。同一企業の場合は、代表者は同一としてください。
78	別冊2	様式14-3他				施設整備に関する提案書③他	様式14-3、様式14-4、様式15-1において、提案書の用紙サイズが「A4判3枚以内（A4判2枚をA3判1枚としA3判横も使用可）」との記載がありますが、用紙サイズの混合は可でしょうか。	可能です。
79	別冊2	様式14-3他				施設整備に関する提案書③他	上記（質問No.78）「可」の場合、A4判1枚、A3判1枚とし、A3判を折込み（A4サイズ仕上げ）とするのでしょうか。或いは、A3判用紙を折込まずにそのまま製本することも可能でしょうか。	可能です。
80	別冊2	様式14-3他				施設整備に関する提案書③他	上記（質問No.78）「不可」の場合、A3判2枚とし、1枚は半分空白とすることは可能でしょうか。	可能です。
81	別冊2	様式15-2				地域貢献に関する提案書②	「既存商店街や地元事業者等との具体的な連携方策」についての提案がありますが、地元事業者の定義はどのように考えればよいでしょうか。門真市内の事業者ということでしょうか。周辺市町村も含めて考えてよいでしょうか。	門真市内の事業者を基本とした提案を期待します。
82	別冊2	様式16-1-1				事業遂行能力に関する提案書①	「様式16-1-1」の作成要領として、 ・組織体制及び各社の役割・責任分担 ・特別目的会社の設立有無 ・事業実施に際して想定する重要なリスクとその具体的な対応策 ・資金調達計画 の記載が求められていますが、別途「様式16-1-3 資金調達計画」の添付も求められています。 様式16-1-1では、「資金調達計画」の内容の記述は不要でしょうか。 必要な場合は、「様式16-1-3 資金調達計画」とは別に、どのような内容を記述すればよいでしょうか。	様式16-1-1で求めている資金調達計画は、様式16-1-3「資金調達計画」も含めて評価する意図で記載しています。様式16-1-1において、様式16-1-3「資金調達計画」の補足説明など、資金調達計画に係る詳細を記載してください。
83	別冊2	様式16-1-3				資金調達計画	応募グループを組む場合、金額負担率に応じて各構成員の資金調達計画を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。